

衆議院議長殿
参議院議長殿

種苗法「改正」案の廃案を求める請願署名

【請願趣旨】

農家が行う種子や苗木の自家増殖を、登録品種について禁止する種苗法「改正」案（以下、本法案）は、先の通常国会に提出されたものの、食の安全を願う多くの消費者・農民・市民の強い反対の声に押され、一度も審議されることなく継続審議となりました。しかし、政府は年内に開かれるであろう臨時国会での成立をねらっています。

農水省などは、改正の理由を「優良品種の海外流出を防ぐため」と説明しています。しかし、農家が自家増殖したものを海外に流出させることは現行法でも禁止されています。自家増殖を禁止しても、海外で品種登録しない限り流出を防げないことは農水省自身が認めています。

農家にとっては、自家増殖が禁止されれば毎年新しい種子を購入せざるを得ず、負担増を強いられることは明らかです。農水省は「自家増殖禁止の対象になる登録品種は全体の1割にも満たないから影響は少ない」と言いますが、生産の現場では登録品種へ依存が強まっています。さらに、サツマイモやイチゴ、サトウキビなど栄養生殖（繁殖）で増える作物では、畑に定植する大量の苗は自家増殖で確保することが一般的で、これが禁止されれば経営に甚大な影響が出ることは必至です。

一方で、近年相次いだ種子法の廃止や農業競争力強化支援法の成立・施行が種子事業への民間企業の参入を促すものとなっていることに鑑みれば、本法案の真のねらいは、「育成者権」を保護することでこの流れをさらに強めることにあると察せざるをえません。

長い歴史の中で多様な品種を生み出してきた農民の知恵や技術を奪い、民間企業の利益に従属させる本法案は、日本の農業をさらにぜい弱にし、食料の安定生産と多様な食文化を求める多くの国民の願いにも逆行するものです。

以上の趣旨から下記事項について請願します。

【請願項目】

1. 種苗法「改正」案を廃案にすること。

氏 名	住 所

【よびかけ】国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）

〒151-0053 渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館 3階
TEL03-3372-6112 E-mail:center@shokkenren.jp